

## 芸術文化観光専門職大学教育課程連携協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、産業界及び地域社会等と連携して教育課程を編成し、実施するため設置する「芸術文化観光専門職大学教育課程連携協議会（以下「連携協議会」という。）」の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を審議し、芸術文化観光専門職大学学長(以下「学長」という。)に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(組織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する教員その他の職員
  - (2) 芸術文化観光専門職大学(以下「本大学」という。)の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
  - (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
  - (4) 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において本大学と協力する事業者
  - (5) 本大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 連携協議会の委員長は、委員の互選により選出し、委員長が連携協議会を招集する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、事故その他やむを得ない事情で連携協議会に出席できないときは、あらかじめ委員長の下承を得て、代理人を出席させることができる。

(開催)

第4条 連携協議会は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議は、原則年2回開催する。

3 臨時会議は、委員長が必要があると認めるときに開催する。

4 連携協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を連携協議会に出席させ、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、学生並びに教職員の個人情報に関する事項及び臨地実務実習受入施設の情報に関する事項については、秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第7条 連携協議会で審議した事項について、その結果又は経過を学長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 連携協議会の庶務は、事務局において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、連携協議会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。